

### 心身障害者福祉手当・障害者福祉手当など 受給資格の所得制限限度額

#### が据え置かれます

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当 特別障害者手当・障害者福祉手当などの受給資格に係る所得制限限度額は、8月以降も据え置かれます。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算します（下表参照）

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き25万円を加算します。

### マル都医療券(難病医療費助成)の更新手続きについて

「マル都医療券(難病医療費助成)」をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられるのは、手続きをした日からとなりますので、ご注意ください。

詳しくは障害福祉課 ☎ 470・7747 (ファクス 475・8181) へ。

### 受験生チャレンジ支援 貸付事業

都では受験生(中学3年生・高校3年生)を持つ世帯主(生計中心者)に対し、学習塾などの費用や受験費用について無利子で貸し付けを行います。条件により、返済も免除となる場合があります。この制度は一定以下の所得世帯の方が利用できます。

【事業の内容】現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます。

【貸付限度額】受験料貸付金 Ⅱ 中学3年生が2万7400円、高校3年生などが10万5000円 ▼ 学習塾等貸付金 Ⅱ 中学3年生および高校3年生など20万円

※いずれも上限額。  
【利用できる方】次の①～⑦の全てを満たす方



①引き続き1年以上都内に居住している ②20歳以上の世帯主(生計中心者) ③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下(1人扶養の場合、1人増すごとに60万円加算) ④預貯金などの保有

### 心身障害者福祉手当・障害者福祉手当

現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給していない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。また、受給中に施設に入所、または介護サービスなどを利用する場合は同課へ届け出てください。

### 【対象】心身障害者福祉手当

Ⅱ市内に住所がある20歳以上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方 ▼ 愛の手帳1・3度の方 ▼ 脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者になった方、施設に入所している方は受給できません ▼ 障害者福祉手当 Ⅱ 市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・4級の方 ▼ 愛の手帳1・4度の方 ▼ 脳性

### 【対象】特別障害者手当

Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方 ▼ 障害者福祉手当 Ⅱ 20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1級、2級のいずれかまたは愛の手帳1・2度程度の方。申請には医師の専用様式による診断書が必要で、▼ 重度心身障害者手当 Ⅱ 重度の心身障害のため常時特別な介護を必要とする方 ▼ 重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方 ▼ 重度の知的障害と身体障害の重複障害の方 ▼ 重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所および3カ月を超えて入院している方には支給されません

※各手当に該当すると思われる方は同課へ相談ください。詳しくは同課 ☎ 470・7747 へ。

### 都営住宅の入居者を募集します

申し込み資格など、詳しくは募集案内を「確認」ください。

【募集の種類・対象】①ポイント方式(家族向けのみ) ②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア単身者向け・2人世帯向け ③事業再建者向け定期使用住宅

【募集案内配布期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く8月3日(月)～11日(火)に都市計画課(市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所 東部地域センター(各連絡所 東部地域センター)では①②のみ配布、都庁、都内各市区役所・町村役場、東京都住宅供給公社募集センター(①②は配布期間中が ☎ 0570・010810、それ以外は ☎ 03・3498・8894) へ。

### 人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は、基本的な人権を擁護するため法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。人権侵害による被害者の救済や地域の皆さんに人権について関心を持っていただくための啓発活動を行っています。

このたび、次の通り人権擁護委員が委嘱されましたのでお知らせします。

▽小日向恵美子(任期 Ⅱ 7月1日～30年6月30日)

詳しくは生活文化課 ☎ 470・7738 へ。

障害者手当などの所得制限限度額表

所得の区分	扶養親族などの人数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人 所得	360万 4,000円	398万 4,000円	436万 4,000円	474万 4,000円	512万 4,000円	550万 4,000円
扶養義務者など 所得	628万 7,000円	653万 6,000円	674万 9,000円	696万 2,000円	717万 5,000円	738万 8,000円

### 「ゴミ出しマナー」を守りましょー

現在、市内にはグリーンボックスなどのボックス類を設置している地域があります。ボックス類は、常設していても身が見えないため「いつでも何でも捨てられる便利なごみ箱」として、ごみを投げ込まれてしまうことがあります。また、ボックスの中に常にごみが入っていると「悪臭や害虫が発生する」「チラシやダンボールなどの再資源化が可能な資源物が正しく分別されない」「他の地域や事業系のごみを持ち込まれてしまう」「ボックスの底板が腐食し穴が開いてしまう」などの原因となります。

ボックス類は、回収を効率的に進めるための容器であり、「ごみ箱」「ごみの保管容器」として設置しているものではありません。収集日まではごみを自宅に保管して、収集日の当日、朝9時までに必ず出すようにご協力ください。

詳しくはごみ対策課 ☎ 473・2117 へ。



グリーンボックスへの収集日前の排出事例

また、市内ではボックスを利用せずに、袋とネットを利用してごみを出す「ステーション方式」で収集を行っている地域もあります。ステーション方式では、収集日にしかごみを出すことができません。ボックス収集の地域も同様の排出方法でお願いします。

収集日まで、ごみを自宅に管理することをきっかけに、ごみの減量や資源物の分別について考え、「収集日を守る」「排出場所 方法を守る」という基本的なマナーの順守にご理解、ご協力をお願いします。